

オーストラリアの個人情報保護法改正案（罰則および執行権限の強化）

2022 年 11 月 吉日

One Asia Lawyers Group
オーストラリア・ニュージーランドチーム

1. はじめに

2022 年 10 月 26 日、オーストラリアの個人情報保護法である Privacy Act 1988 (Cth)（以下「プライバシー法」）の新改正法案¹が議会で提出されました。本改正法案が議会で可決されれば、個人のプライバシーを侵害する行為に対する罰則が大幅に増額されます。また、域外適用やデータ侵害発生時の通知義務等に関する規制が強化されます。

本稿では、オーストラリアにて事業を行う日系企業が特に留意すべき改正点を解説いたします。

2. 罰則

プライバシー法の適用を受ける事業者が重大または繰り返しプライバシーの侵害を行った場合は、プライバシー法 13G 条に基づき民事罰の対象となりますが、本改正により、当該民事罰が以下の通り大幅に引き上げられます。これにより、前回ご紹介した消費者保護法（Competition and Consumer Act 2010 (Cth)）の改正案と同様の基準となります（<https://oneasia.legal/8979>）。

| 現行法における最高罰則 | 改正法案における最高罰則 |
|---|---|
| 1. 企業：10,000P.U. ² (2.2m 豪ドル) 2. 個人：2,000P.U. (440,000 豪ドル) | 1. 企業 いずれかのうち最も高い金額： ・ <u>A\$50m</u> ・ 裁判所が違反行為から得た利益を決定できる場合は、当該利益の 3 倍 ・ 裁判所が違反行為から得た利益を決定できない場合は、 <u>対象企業の違反行為があった期間の年間連結売上の 30%</u> （ただし違反行為があった期間が 12 か月間未満の場合は、 <u>最低期間として 12 か月間の金額に調整される</u> ） 2. 個人： <u>A\$2.5m</u> |

上記の通り、最高罰則は、違反期間中（ただし少なくとも 12 か月間）の企業の行為による経済的

¹ Privacy Legislation Amendment (Enforcement and Other Measures) Bill 2022

² P.U. (= Penalty Unit) は罰則の単位に使用される。2022 年 11 月現在、1 P.U. = 220 豪ドル。

影響に連動して決定され、莫大な額になる可能性があります。オーストラリア政府は、特に大規模なデジタル・プラットフォームによるプライバシー侵害を十分に抑止するためにこのような引き上げが必要であり、企業がより慎重にプライバシーの保護およびセキュリティ対策に取り組むことを期待すると説明しています³。

3. 域外適用要件の見直し

外国企業は、オーストラリアとの繋がり（Australian Link）がある場合に、プライバシー法の適用を受けます。Australian Link は、現行法の要件では、①事業者がオーストラリアで業を営み（Carry On Business）、②オーストラリア国内の情報源から情報を収集または保有している場合に有すると規定されています。しかし、オーストラリアの情報源から個人情報を取得することを証明するのが困難な場合があるという懸念から、本改正では上記要件の②が削除されています。つまり、オーストラリアで業を営むとみなされる海外の事業者は、オーストラリアから直接に収集していない場合（例えば、サーバーがオーストラリアに置かれていないデジタル・プラットフォームからの収集など）であっても、プライバシー法の域外適用を受けることになります。

4. データ侵害発生時の通知義務に関する追加規制

本改正には、データ侵害発生時の個人への被害リスクの評価を目的として、プライバシー法を所管するプライバシーコミッショナー（Privacy Commissioner、以下「コミッショナー」）の情報要請権限の強化が提案されています。具体的には、プライバシー法 26WK 条および 26WR 条が改正され、コミッショナーへ通知すべき情報の種類が具体化されます。更に、新たに 26WU 条が追加され、実際に発生した、または発生が疑われるデータ侵害について、それが通知義務の対象である適格データ侵害（Eligible Data Breach）であると判断される前であったとしても、コミッショナーが当該データ侵害に関する情報を関係者から収集することが可能となります。

また、コミッショナーには、通知義務の対象となる事業者が、通知義務を十分に遵守する能力を有するか否かを評価する権限が付与されます。評価の内容としては、適格データ侵害（Eligible Data Breach）であるか否かを判断し、当局および影響を受ける個人に対して通知を行うことができる手順・体制がどの程度備わっているか等が含まれます。つまり、コミッショナーは、プライバシー法を違反していない事業体に対しても、実質的なコンプライアンス能力の評価を行うことができるということになります。

5. プライバシーコミッショナーの権限強化

上記の他に、コミッショナーには主に以下の権限が新たに付与されます。

- ・ コミッショナーが発令できる宣言（Declaration）の種類拡大（違反事業者に対し、違反行為に関する声明の作成・公表を命じる宣言など）（52 条）
- ・ コンプライアンス評価等を実施する権限、および評価実施のための情報提出要請権

³ Explanatory Memorandum, Privacy Legislation Amendment (Enforcement and Other Measures) Bill 2022

- ・ 他の政府当局や機関、外国政府機関との情報共有権
- ・ OAIC のウェブサイトコミッショナーの決定や評価を公開する権限、およびコミッショナーの機能・義務の遂行の過程で取得したその他すべての情報を開示する権限（33B 条）。重要なことに、コミッショナーは、本法改正の施行前に取得した情報についても開示することができるようになります。
- ・ 違反通知書（Infringement Notice）の発行権限。コミッショナーには、情報提供等を怠った事業者に対して、訴訟を提起することなく、60P.U.（13,200 豪ドル）までの罰則の支払いを求め違反通知書を発行する権限が付与されます（66 条(1)）。なお、法人の組織的な行為または行動パターンに対する刑事罰が新設され、これにより、刑事犯罪としてコミッショナーから連邦検察庁長官（Commonwealth Director of Public Prosecutions）に事件を移送することができるようになります（66 条(1AA)）。

6. おわりに

本改正は現在議会にて協議が進んでおり、法案が可決されれば、勅許を受けた翌日から施行される予定です。オーストラリアで事業を行う企業は、今後のプライバシー法の執行強化に伴い、自社で実施されている個人情報保護の実務とガバナンスシステムについて今一度見直しを行うことが推奨されます。

以 上

◆One Asia Lawyers Group◆

One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

One Asia Lawyers is a network of independent law firms created expressly to provide seamless, comprehensive legal advice for Japanese clients across Asia. With our member firms in Japan, ASEAN, South Asia and Oceania, we are a group of national law specialists who provide practical, seamless legal services rooted in each of these regions.

For any enquiry regarding this article, please contact us by visiting our website: <https://oneasia.legal>, or sending email to: info@oneasia.legal.

< 著者 >



[加藤美紀](#)

弁護士法人 One Asia オーストラリア・ニュージーランドチーム マネジャー

豪州法曹資格を保有。日本及びシンガポールに駐在しグローバルに事業を展開する日系企業の法務を経験。One Asia Lawyers では、主にオーストラリア・ニュージーランド及びシンガポールの企業法務全般について契約書作成・審査、法令リサーチ、法務監査・契約交渉のサポート等の業務を行う。

✉ miki.kato@oneasia.legal